

(平 12. 4. 28)
(総 47 — 1)

平 成 1 2 年 度

税制改正関係法律案要綱等

(第 147 回 国 会)

目 次

一 税制改正に関する法律案要綱等

(一) 国税関係

1. 法律案要綱

- (1) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案要綱
[平12.2.1 閣議決定] 1
- (2) 法人税法の一部を改正する法律案要綱
[平12.2.1 閣議決定] 16

2. 政令案要綱

- (1) 所得税法施行令の一部を改正する政令案要綱
[平12.3.28 閣議決定] 18
- (2) 法人税法施行令の一部を改正する政令案要綱
[平12.3.28 閣議決定] 19
- (3) 相続税法施行令の一部を改正する政令案要綱
[平12.3.28 閣議決定] 22
- (4) 消費税法施行令の一部を改正する政令案要綱
[平12.3.28 閣議決定] 23
- (5) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱
[平12.3.28 閣議決定] 24
- (6) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時
特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
[平12.3.28 閣議決定] 28

3. 附帯決議

- (1) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法
の一部を改正する法律案に対する附帯決議
[平12.2.29 衆議院大蔵委員会] 29
- (2) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法
の一部を改正する法律案に対する附帯決議
[平12.3.23 参議院財政・金融委員会] 30

(二) 地方税関係

1. 法律案要綱

地方税法等の一部を改正する法律案要綱 [平12. 2. 4 閣議決定]	31
2. 政令案要綱	
地方税法施行令の一部を改正する政令案要綱 [平11. 3. 28 閣議決定]	53
3. 附帯決議	
(1) 地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 [平12. 2. 29 衆議院地方行政委員会]	62
(2) 地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 [平11. 3. 21 参議院地方行政・警察委員会]	63
(参考)	
1. 平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金 等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案要綱 [平12. 2. 9 衆議院大蔵委員会]	64
2. 平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金 等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令 案要綱 [平12. 2. 15 閣議決定]	65
二 税制改正関係法律案等の審議経過	
[第147回国会(通常国会)]	66

一 税制改正に関する法律案要綱等

(一) 国税関係

1. 法律案要綱

(1) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案要綱

[平成12.2.1 閣議決定]

最近の経済情勢等を踏まえ、本格的な景気回復に資する等の観点から、民間投資等の促進及び中小企業・ベンチャー企業の振興を図るための措置を講ずるとともに、社会経済情勢の変化等に対応するため所要の措置を講ずることとし、次により租税特別措置法等の一部を改正することとする。

一 租税特別措置法の一部改正（第1条関係）

1 民間投資等の促進

- (1) 住宅ローン税額控除制度について、平成13年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除期間及び控除率を次のように改めることとする。（租税特別措置法第41条関係）

現 行	改 正 案
平成13年居住分	平成13年1月1日から 同年6月30日までの居住分
<p>< 控除期間 6年間 ></p> <p>{ 住宅借入金等 } { 控 除 率 }</p> <p>{ の年末残高 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2,000万円以下の部分 1% ・ 2,000万円超 3,000万円以下の部分 0.5% 	<p>< 控除期間 15年間 ></p> <p>{ 住宅借入金等 } { 適 用 年 } { 控 除 率 }</p> <p>{ の年末残高 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5,000万円以下の部分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年目から6年目まで 1% ・ 7年目から11年目まで 0.75% ・ 12年目から15年目まで 0.5%
	平成13年7月1日から 同年12月31日までの居住分
	同 左

- (2) 特定情報通信機器の即時償却制度の適用期限を1年延長することとする。

(租税特別措置法第12条の4、第45条の3関係)

(3) 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度の適用期限を平成13年5月31日まで延長することとする。(租税特別措置法第10条の7、第42条の12関係)

(4) 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度について、中小企業者等の試験研究費の額に係る特例の特別税額控除割合を平成13年3月31日までに開始する事業年度(個人については、平成13年分まで)については100分の10とする。(租税特別措置法第10条、第42条の4関係)

2 中小企業・ベンチャー企業の振興

(1) 特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の対象となる特定中小会社の特定株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払込みにより取得した一定の個人が、当該特定中小会社の株式の上場等の日において引き続き3年を超えて所有していた当該特定株式をその上場等の日以後1年以内に譲渡(証券業者への売委託に基づくもの等に限る。)をした場合には、一定の要件の下で、その譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額をその2分の1に相当する金額とすることとする。

この場合において、現行の公開株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例との重複適用を認めることとする。(租税特別措置法第37条の13関係)

(2) 同族会社の留保金課税の特例の創設

同族会社の留保金課税制度について、2年間の措置として、次の事業年度につき適用しない特例を設けることとする。(租税特別措置法第68条の3の2関係)

新事業創出促進法の中小企業者に該当する会社の設立後10年以内の事業年度

新事業創出促進法の認定事業者の同法の認定計画に従って新事業分野開拓を実施している事業年度

(3) その他

電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第10条の3、第42

条の6関係)

特定電気通信設備等の特別償却制度について、中小企業者等が平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に取得する不正アクセス防御用設備につき取得価額の100分の20の特別償却を認める措置を追加することとする。(租税特別措置法第11条の5、第44条の6関係)

欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額及び中小企業経営革新支援法に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第66条の14)

3 社会経済情勢の変化への対応

(1) 相続税の延納の利子税の軽減

相続税の延納に係る利子税の割合について、次の措置を講ずることとする。

計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、当該森林計画立木部分の税額に係る利子税の特例割合を年3%(現行 年3.6%)に引き下げる。(租税特別措置法第70条の8関係)

緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例について、当該緑地保全地区等内土地部分の税額に係る利子税の特例割合のうち課税相続財産の価額のうち不動産等の価額が占める割合が10分の5未満である場合の特例割合を年4.2%(現行 年4.8%)に引き下げる。(租税特別措置法第70条の9関係)

不動産等に係る相続税の延納等の特例について、課税相続財産の価額のうち不動産等の価額の占める割合が4分の3以上である場合の不動産等部分の税額に係る利子税の特例割合を年3.6%(現行 年4.8%(平成5年4月1日以後の期間に対応するものについては、年4.2%))に引き下げる。(租税特別措置法第70条の10関係)

上記 から までのほか、相続税法の規定により延納の許可を受けた相続税額に係る利子税の割合を、次のとおり引き下げる。(租税特別措置法第70条の11関係)

イ 課税相続財産の価額のうち不動産等の価額の占める割合が10分の5

以上である場合

(イ) 不動産等に係る延納相続税額 年 3.6% (現行 年 5.4%・4.8%)

(ロ) 動産等に係る延納相続税額 年 5.4% (現行 年 6%)

□ 課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額の占める割合が10分の5未満である場合

(イ) 課税相続財産の価額のうちに立木の価額の占める割合が一定割合を超える場合における当該立木の価額に対応する延納相続税額 年 4.8% (現行 年 5.4%)

(ロ) (イ) 以外の延納相続税額 年 6% (現行 年 6.6%)

利子税の割合の特例について、その適用対象に上記の相続税の延納に伴う利子税の特例の規定を加える。(租税特別措置法第93条関係)

(注) 上記の改正は、平成12年4月1日以後の期間に対応する利子税について適用することとする。(附則第19条関係)

(2) 環境・福祉関係

再商品化設備等の特別償却制度について、適用対象に家庭用電気機器廃棄物再生処理装置を加えた上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第11条の7、第44条の9関係)

障害者対応設備等の特別償却制度について、適用対象となる乗合自動車の範囲を拡充するとともに、乗合自動車に係る償却割合を100分の20(現行100分の25)に引き下げた上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第13条、第46条の2関係)

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象となる設備等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第10条の2、第42条の5関係)

金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第20条の3、第55条の5関係)

特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第20条の5、第55条の7関係)

(3) 住宅・土地関係

給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第29条関係)

収用等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用対象に、緑資源公団法の規定に基づく資産の収用等に伴い土地等又は清算金を取得した場合を加えることとする。(租税特別措置法第33条、第33条の2、第33条の3、第64条、第65条関係)

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、緑資源公団法の規定に基づく創設換地等により土地等を取扱しなかつたことに伴い清算金を取得した場合を加えることとする。(租税特別措置法第34条の3関係)

不動産特定共同事業法に規定する不動産特定共同事業契約においてその業務の執行の委任を受けた者が、当該不動産特定共同事業契約に係る出資により事業参加者から取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第83条の3関係)

不動産特定共同事業法に規定する不動産特定共同事業者が、一定の不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産(市街化区域内にある一定の建物又は土地に限る。)を取得した場合において、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に受ける所有権の移転の登記に対する登録免許税の税率を1,000分の30(本則1,000分の50)に軽減する措置を講ずることとする。(租税特別措置法第83条の3関係)

土地の登記に係る登録免許税の課税標準の特例の適用期限を3年延長することとする。(租税特別措置法第84条の5関係)

(4) その他

農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等の特例について、これらの特例の適用を受けている者が、特例の適用を受けている農地等を農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた場合において、当該貸し付けた農地等(以下「貸付特例適用農地等」という。)に代わるものとして農用地利用集積計画の定めるところによる賃借

権等の設定に基づき借り受けている農地等に係る土地の面積の合計の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が 100分の80以上であることその他一定の要件を満たすときは、当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定はなかったものとみなす措置を講ずることとする。（租税特別措置法第70条の4、第70条の6関係）

森林組合が平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に当該森林組合を会員とする森林組合連合会から権利義務を承継した場合において、当該承継の日から1年以内に受ける次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する措置を講ずることとする。（租税特別措置法第78条の2関係）

イ 所有権の移転登記	1,000分の6（本則 1,000分の50）
ロ 地上権又は賃借権の移転登記	1,000分の3（本則 1,000分の25）
ハ 質権又は抵当権の移転登記	1,000分の1（本則 1,000分の2）

農業共済組合が農業災害補償法の認可（平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間にされたものに限る。）を受けて当該認可に係る農業共済組合連合会から権利義務を承継した場合において、当該承継の日から1年以内に受ける不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の6（本則 1,000分の50）に軽減する措置を講ずることとする。（租税特別措置法第78条の2関係）

産業活力再生特別措置法の規定による認定を受けて行う登記に対する登録免許税の税率の特例について、株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加の登記に対する登録免許税の軽減税率を1,000分の1.5（現行 1,000分の3.5等）に引き下げることとする。（租税特別措置法第80条関係）

4 その他の租税特別措置

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずることとする。

(1) 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

集落地域整備法の規定による交換分合により農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第77

条の4関係)

漁業再建整備特別措置法の規定に基づく認定に係る合併登記等に対する登録免許税の税率の軽減(旧租税特別措置法第80条、附則第20条関係)

銀行持株会社の創設のための合併等に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減(旧租税特別措置法第81条関係)

緑地管理機構が取得した土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減(旧租税特別措置法第83条の4関係)

東海旅客鉄道株式会社が譲り受けた新幹線鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税(旧租税特別措置法第84条関係)

鉄道事業者が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の規定により日本鉄道建設公団から無償で取得する一定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減(旧租税特別措置法第84条の3関係)

(2) 縮減等

税額控除等

イ 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象から特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る措置を除外する。(租税特別措置法第10条の4、第42条の7関係)

ロ 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除制度について、特別税額控除額を製品輸入増加額の100分の4(現行 製品輸入増加割合に応じ100分の4から100分の5)相当額とした上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第10条の6、第42条の11関係)

ハ 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、当期の所得に係る控除限度額を所得金額の100分の20(現行100分の25)に引き下げる。(租税特別措置法第21条、第58条関係)

特別償却

イ 地震防災対策用資産の特別償却制度について、償却割合を100分の11(現行100分の12)に引き下げる。(租税特別措置法第11条の2、第44条関係)

ロ 事業革新設備等の特別償却制度について、特定産業集積の活性化に関

する臨時措置法に係る措置につき、特定業種に属する事業を営む事業者が取得する特定技術革新設備に係る償却割合の特例を廃止するとともに、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置の適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第11条の3、第44条の4関係）

八 特定余暇利用施設の特別償却制度について、適用対象となる取得期間を基本構想承認後14年以内（現行12年以内）に延長するとともに、当該延長期間に係る償却割合を100分の5（現行100分の6）に引き下げる。（租税特別措置法第11条の4、第44条の5関係）

二 特定電気通信設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。（租税特別措置法第11条の5、第44条の6関係）

(イ) 電気通信基盤充実設備に係る措置について、適用対象となる設備を縮減した上、その適用期限を1年延長する。

(ロ) 電気通信利便性充実設備に係る措置について、有線テレビジョン放送事業者の一定の設備に係る償却割合の特例を廃止した上、その適用期限を1年延長する。

(ハ) 電気通信役務の安定的な提供に資する設備に係る措置について、償却割合を100分の8（現行100分の9）に引き下げる。

ホ 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却制度について、償却割合を、機械装置にあつては100分の22（現行100分の25）に、建物等にあつては100分の10（現行100分の12）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第11条の8、第44条の10関係）

ヘ 低開発地域工業開発地区及び農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、償却割合を、機械装置にあつては100分の10（現行100分の11）に、建物等にあつては100分の5（現行100分の6）にそれぞれ引き下げる。（租税特別措置法第12条、第45条関係）

ト 農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、割増率を、林業経営改善計画に係る措置にあつては100分の12（現行100分の15）に、共同改善計画に係る措置にあつては100分の14（現行100分の15）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(租税特別措置法第13条の3、第46条の3関係)

チ 優良賃貸住宅等の割増償却制度について、割増率を、耐用年数35年以上のものにあつては 100分の44 (現行 100分の55) に、耐用年数35年未満のものにあつては 100分の32 (現行 100分の40) にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第14条、第47条関係)

リ 倉庫用建物等の割増償却制度について、割増率を 100分の16 (現行 100分の18) に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第15条、第48条関係)

ヌ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、適用対象となる支出金の範囲から、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定事業協同組合等が賦課する負担金及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の組合等が賦課する負担金を除外する。(租税特別措置法第18条、第52条関係)
準備金等

イ 創業中小企業投資損失準備金制度について、積立率を 100分の14 (現行 100分の16) に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第55条の4 関係)

ロ 特定都市鉄道整備準備金制度について、準備金の取崩し事由として一定の部分供用を開始した場合を加えた上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第56条関係)

ハ プログラム等準備金制度について、汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る準備金の一定の収入金額を超える部分の積立率を 100分の 2 (現行 100分の 5) に引き下げる。(租税特別措置法第20条の2、第57条関係)

ニ 原子力発電施設解体準備金制度について、積立限度額の見直しを行う。(租税特別措置法第57条の4 関係)

ホ 中小企業の貸倒引当金の特例制度について、公益法人等及び協同組合等を除き、繰入限度額を 100分の 116とする措置を廃止する。(租税特別措置法第57条の9 関係)

へ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度について、適用対象となる試験研究用資産の範囲から、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定事業協同組合等が取得する試験研究用資産及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の組合等が取得する試験研究用資産を除外する。（租税特別措置法第66条の10関係）

ト 特定対内投資事業者に係る欠損金の繰越期間の特例制度について、欠損金の繰越期間を7年（現行10年）とした上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第66条の13関係）

特定の資産の買換え等の場合の課税の特例制度について、適用対象から工業再配置促進法の移転促進地域から誘導地域への工場の移転に伴う買換えを除外する。（租税特別措置法第37条、第37条の3、第65条の7、第65条の8関係）

登録免許税

イ 国有農地等の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、農地法第74条の2の規定による土地の譲与を受けた場合の所有権の保存登記に係る税率の軽減措置を廃止した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第76条関係）

ロ 事業協同組合等が旧中小企業事業団から融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、経過措置の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第78条の3、附則第26条関係）

ハ 特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の16（現行1,000分の12）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第83条関係）

(3) 適用期限の延長

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を5年延長する。（租税特別措置法第25条、第67条の3関係）

次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

- イ 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例（租税特別措置法第6条、第41条の13、第68条関係）
- ロ 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税（租税特別措置法第7条、第67条の13関係）
- ハ 商業施設等の特別償却（租税特別措置法第11条の6、第44条の7関係）
- ニ 海外投資等損失準備金（租税特別措置法第55条、第55条の2関係）
- ホ ガス熱量変更準備金（租税特別措置法第56条の2関係）
- ヘ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（租税特別措置法第62条関係）
- ト 欠損金の繰戻しによる還付の不適用（租税特別措置法第66条の14関係）
- チ 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第77条の2関係）
- リ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第77条の4関係）
- ヌ 事業協同組合等が環境事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第78条の3関係）
- ル 特定の遠洋漁船又は国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第79条関係）
- ヲ 卸売市場法、特定農産加工業経営改善臨時措置法又は新事業創出促進法の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法の規定による認定等に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第80条関係）
- ワ 公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第81条関係）
- カ 沿道整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第83条の5関係）

ヨ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する認定特定事業計画に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第83条の6関係）

タ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定資産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第83条の7関係）

レ 特定の輸入石油製品等に係る石油税の免税（租税特別措置法第90条の4関係）

ソ 特定の国産石油製品に係る石油税の還付（租税特別措置法第90条の5、第90条の6関係）

ツ 約束手形に係る印紙税の税率等の特例（コマーシャル・ペーパーの税率の軽減）（租税特別措置法第91条の2関係）

入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。（租税特別措置法第88条の2関係）

5 その他

- (1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を55万円（現行45万円）に引き上げることとする。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置の控除額は、現行どおり（45万円）とする。（租税特別措置法第25条の2、附則第24条関係）

（注）上記の改正は、平成12年分以後の所得税について適用することとする。

（附則第2条、第25条関係）

- (2) 相続若しくは遺贈又は贈与により相続税法の施行地外にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時において同法の施行地に住所を有しない相続人若しくは受遺者又は受贈者のうち日本国籍を有する者（相続人等又は当該相続等に係る被相続人等が相続の開始等前5年以内において同法の施行地に住所を有したことがある場合に限る。）は、相続税又は贈与税を納める義務があるものとする。（租税特別措置法第69条関係）

（注）上記の改正は、平成12年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した者の相続税又は贈与税について適用することとする。

(附則第19条関係)

- (3) 共有物分割を原因とする所有権の移転の登記について、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法第84条の4 関係)

平成12年4月1日以後に受ける当該登記(土地又は建物に関する登記に限る。)に係る登録免許税の税率を 1,000分の50(現行 1,000分の6)とする。

上記 の登記のうちその土地につき当該登記(以下「対象登記」という。)前に分筆登記がされている場合において、対象登記が他の分割土地の全部又は一部の所有権の持分の移転登記と同時に申請されたものであるときは、当該対象土地の所有権の持分の移転に係る土地の価額のうち分筆登記前の所有権の持分に応じた対象土地の価額に対応する部分に係る登録免許税の税率は 1,000分の6 とする。

上記 は、共有物の分割による建物の所有権の持分の移転登記について準用する。

- (4) みりん及びみりに性状が類似する雑酒のうち、エキス分16度未満のものに係る酒税の税率について、1キロリットルにつき、アルコール分が23度未満でエキス分が8度以上のものにあつては、21,600円(アルコール分13.5度)、その他のものにあつては、248,100円(アルコール分25度)とする措置を講ずることとする。

なお、アルコール度数による加算・減算税率についても所要の措置を講ずる。(租税特別措置法第87条の3 関係)

- (5) 自動車検査証の有効期間が2年とされる自家用の車両総重量 2.5トン以下の貨物自動車に係る自動車重量税の特例税率を車両総重量 1トンごとに 8,800円とする。(租税特別措置法第90条の11関係)

(注) 上記の改正は、平成12年5月1日から実施することとする。(附則第1条関係)

- (6) 日本銀行が社債等を担保として買い入れる為替手形に係る印紙税の税率を一通につき 200円に軽減する措置を講ずることとする。(租税特別措置法第91条の3 関係)

- (7) その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正（第2条関係）

- 1 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の要件とされる譲渡期限を2年延長することとする。（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2関係）
- 2 被災代替資産等の特別償却制度の適用期限を2年延長することとする。（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条、第18条関係）
- 3 阪神・淡路大震災の被災者等に係る特定の資産の買換え等の場合の課税の特例の適用期限を2年延長することとする。（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第14条、第20条、第21条、第22条関係）
- 4 阪神・淡路大震災の被災者が新築又は取得した建物に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年延長することとする。（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第37条関係）
- 5 阪神・淡路大震災の被災者等が取得した特定の土地に係る所有権等の移転登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年延長することとする。（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条関係）
- 6 阪神・淡路大震災の被害者に対する特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置について、対象範囲から特別貸付けを終了した公的貸付機関等を除外した上、その適用期限を5年延長することとする。（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条関係）

三 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正（第3条関係）

年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額の割増（10万円加算）の特例を廃止することとする。（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第3条関係）

(注) 上記の改正は、平成12年分以後の所得税について適用することとする。

(附則第22条関係)

四 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成12年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(2) 法人税法の一部を改正する法律案要綱

[平成12.2.1 閣議決定]

- 1 法人税における有価証券の評価方法等について、次のとおり改正することとする。
 - (1) 法人が有価証券の譲渡をした場合の譲渡損益の計算につき所要の規定の整備を行う。(第61条の2関係)
 - (2) 法人が事業年度末に有する有価証券の評価については、次のとおりとする。(第61条の3関係)
 - 売買目的有価証券については、時価法により評価した金額とする。
 - 売買目的外有価証券については、原価法により評価した金額とする。なお、償還期限及び償還金額のあるものについては、帳簿価額と償還金額との差額の調整を加えた後の金額により評価した金額とする。
 - (3) 法人が事業年度末において有する未決済の有価証券の空売り等の取引については、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益相当額又は損失相当額を益金の額又は損金の額に算入する。(第61条の4関係)
 - (4) 法人が事業年度末に有する未決済のデリバティブ取引については、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益相当額又は損失相当額を益金の額又は損金の額に算入する。(第61条の5関係)
 - (5) 資産・負債の価額変動等による損失を減少させるために行ったデリバティブ取引等のうち一定の要件を満たすものについては、みなし決済による利益相当額又は損失相当額の計上を繰り延べる等のいわゆるヘッジ処理を行う。(第61条の6、第61条の7関係)
 - (6) 外貨建取引を行った場合の取引等の為替換算、事業年度末に有する外貨建資産等の為替換算等につき所要の規定の整備を行う。(第61条の8、第61条の9、第61条の10関係)
- 2 退職年金業務等を行う外国法人を納税義務者の範囲に加える等、退職年金等積立金に対する法人税について所要の整備を行うこととする。(第4条、第10条の2、第145条の2、第145条の3、第145条の4、第145条の5、第159条、第160条、第162条関係)

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この法律は、平成12年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

2. 政令案要綱

(1) 所得税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成12.3.28 閣議決定]

- 1 減価償却資産の範囲に、無形固定資産としてソフトウェアを加えることとする。(第6条関係)
- 2 適格退職年金契約に係る信託の信託契約に基づき、当該適格退職年金契約の掛金の払込みを一定の株式の信託による当該株式の移転により行った場合には、その移転の時に当該株式の譲渡が行われたものとして、各種所得金額の計算等を行うこととする。(第64条、第185条関係)
- 3 オープン型の証券投資信託の受益権について、特別分配金を含む収益の分配を受けた場合及びその一部につき当該証券投資信託の一部の解約をした場合の取得価額を定めることとする。(第115条関係)
- 4 貸倒引当金勘定への繰入限度額の計算上、金銭債権につき個別評価の認められる事実から和議法の和議の認可決定を除外するとともに、その範囲に民事再生法の再生計画認可の決定を加える等の改正を行うこととする。(第144条関係)
- 5 医療費控除の対象となる医療費の範囲の整備を行うこととする。(第207条関係)
- 6 損害保険料控除の対象となる契約の範囲に、消費生活協同組合連合会等の締結した自然災害共済に係る契約を加えることとする。(第214条関係)
- 7 都道府県の知事が処理することとされている特定公益増進法人の認定に関する事務等は法定受託事務とする。(第217条、第217条の2関係)
- 8 その他所要の整備を行うこととする。
- 9 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成12年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(2) 法人税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成12.3.28 閣議決定]

1 有価証券の評価方法等

(1) 有価証券の帳簿価額及び時価評価金額

有価証券を取得した場合の取得価額の細目を定めることとする。(第119条関係)

有価証券の譲渡に係る原価の額を計算する場合におけるその1単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等の細目を定めることとする。(第119条の2～第119条の7関係)

合併の場合等の譲渡対価の額等の計算の細目を定めることとする。(第119条の8～第119条の10関係)

有価証券の区分の変更が行われた場合のみなし譲渡について定めることとする。(第119条の11関係)

事業年度終了の時ににおいて時価法により評価することとなる売買目的有価証券の範囲を定めることとする。(第119条の12関係)

売買目的有価証券の時価評価金額の計算の細目及び償還有価証券の帳簿価額の調整の細目について定めることとする。(第119条の13、第119条の14関係)

売買目的有価証券の評価益又は評価損の翌事業年度における処理等について定めることとする。(第119条の15、第119条の16関係)

(2) デリバティブ取引等に係る利益相当額

未決済デリバティブ取引の利益相当額又は損失相当額の翌事業年度における処理について定めることとする。(第120条関係)

(3) ヘッジ処理における有効性判定等

繰延ヘッジ処理について、その有効性の判定の方法、その有効であると認められる場合及び有効である部分の金額等を定めることとする。(第121条～第121条の5関係)

時価ヘッジ処理について、その適用後の売買目的外有価証券の帳簿価額、時価ヘッジの有効性の判定の方法、その有効であると認められる場合及び

有効である部分の金額等を定めることとする。(第121条の6～第121条の11関係)

(4) 外貨建資産等の換算等

外貨建資産等について、先物外国為替契約により円換算額を確定させた場合、外国為替の売買相場が著しく変動した場合等の換算の細目を定めることとする。(第122条～第122条の3関係)

外貨建資産等の期末換算方法の選定の方法等の細目を定めることとする。(第122条の4～第122条の7関係)

外貨建資産等の為替換算差額の翌事業年度における処理について定めることとする。(第122条の8関係)

為替予約差額の配分、為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続等の細目を定めることとする。(第122条の9～第122条の11関係)

(5) その他

有価証券に準ずるものの範囲に、貸付債権を信託する信託の受益権等を加えることとする。(第11条関係)

償還有価証券の調整差益又は調整差損は、所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとし、その計算の細目について定めることとする。(第139条の2関係)

2 その他

(1) 公益法人等の収益事業の範囲について、小規模企業者等設備導入資金助成法の貸与機関が設備資金貸付事業として行う金銭貸付業をその範囲から除外する措置等を講ずることとする。(第5条関係)

(2) 減価償却資産の範囲に、無形固定資産としてソフトウェアを加えることとする。(第13条関係)

(3) 都道府県の知事が処理することとされている特定公益増進法人の認定に関する事務等は法定受託事務とする。(第77条、第77条の2関係)

(4) 貸倒引当金勘定への繰入限度額の計算上、金銭債権につき個別評価の認められる事実から、和議法の和議の認可決定を除外するとともに、民事再生法の再生計画認可の決定を加える等の改正を行うこととする。(第96条、第117条、第156条関係)

- (5) 適格退職年金契約の掛金等について、金銭の払込みに代えて証券取引所に上場されている株式の払込みによることができることとする。この場合、適格退職年金契約に係る信託契約に基づく株式の移転は、その移転の時に株式の譲渡が行われたものとする。（第135条、第136条の5、第159条関係）
- (6) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成12年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

(3) 相続税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成12 . 3 . 28 閣議決定]

- 1 物納の撤回に係る相続税の利子税の計算上適用される割合について当分の間適用する軽減割合を定めることとする。
- 2 この政令は、平成12年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)

(4) 消費税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成12.3.28 閣議決定]

- 1 法人税法の一部を改正する法律及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
- 2 この政令は、平成12年4月1日から施行することとする。

(5) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成12.3.28 閣議決定]

1 中小企業・ベンチャー企業の振興

- (1) 特定中小会社の発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例制度について、適用対象となる株式に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定めることとする。(第25条の12関係)
- (2) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度について、適用対象となる設立後10年以内の新事業創出促進法の中小企業者の設立の日等を定めることとする。(第39条の35の2関係)
- (3) 特定電気通信設備等の特別償却制度について、適用対象となる不正アクセス防御用設備の規模を定めることとする。(第6条、第28条の9関係)

2 社会経済情勢の変化への対応

(1) 環境・福祉関係

再商品化設備等の特別償却制度について、適用対象となる特定家庭用機器廃棄物の再商品化をするための機械その他の減価償却資産を定めることとする。(第6条の3、第28条の12関係)

(2) 住宅・土地関係

住宅ローン税額控除制度について、住宅借入金等の範囲に、居住者が当初借入先から借り入れた住宅借入金等について一定の要件を満たす債権の譲渡があった場合におけるその譲渡を受けた法人が有する当該債権に係る借入金等を追加するとともに、その譲渡をした当初借入先が居住者からの申請に基づき行う残高証明書の交付等について定めることとする。(第26条、第26条の2関係)

不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用対象となる不動産特定共同事業契約の範囲等の細目を定めることとする。(第43条の2関係)

(3) その他

農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税

の納税猶予等の特例について、引き続き当該特例の適用対象となる貸付特例適用農地等に係る要件等を定めることとする。（第40条の6、第40条の7関係）

物納の撤回に係る相続税の利子税の特例について、当該特例に係る利子税の割合を引き下げることとする。（第54条関係）

3 特別税額控除、減価償却の特例等

- (1) 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度について、適用対象となる試験研究費の範囲から、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定事業協同組合等が賦課する負担金及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の組合等が賦課する負担金を除外することとする。（第5条の3、第27条の4関係）
- (2) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象となる中小企業用設備の範囲から一定の車両及び運搬具を除外することとする。（第5条の4、第27条の5関係）
- (3) 電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度等について、リース税額控除に係る適用対象資産を事業の用に供しなくなった場合の取戻し課税の適用を受けない事実、民事再生法の再生手続開始の決定を加えることとする。（第5条の5、第5条の6、第5条の7、第5条の8の2、第27条の6、第27条の7、第27条の8、第27条の10、第27条の12関係）
- (4) 公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備の範囲から騒音防止用設備を除外する等の範囲の見直しを行うこととする。（第5条の9、第28条関係）
- (5) 船舶等の特別償却制度について、適用対象となる船員訓練設備の取得価額の最低限度を定めることとする。（第5条の9、第28条関係）
- (6) 特定余暇利用施設の特別償却制度について、適用対象となる特定余暇利用施設の取得価額の最低限度を1億2千万円（現行1億円）に引き上げることとする。（第5条の12、第28条の8関係）
- (7) 商業施設等の特別償却制度について、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する貨物運送効率化事業に係る措置につき、対象法人の範囲を見直すこととする。（第28条の10

関係)

- (8) 低開発地域等における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行うこととする。(第6条の5、第28条の14関係)

低開発地域工業開発地区及び農村地域工業等導入地区に係る対象資産の取得価額の最低限度を2,500万円超(現行2,300万円超)に引き上げた上、これらの地区に係る適用期限を2年延長する。

過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域に係る対象資産の取得価額の最低限度、対象事業、対象資産等を定める。

- (9) 優良賃貸住宅等の割増償却制度について、適用対象となる都心共同住宅の敷地面積要件の見直し等を行うこととする。(第7条、第29条の4関係)
- (10) 原子力発電施設解体準備金制度について、適用対象となる解体費用の範囲に解体放射性廃棄物の処理処分費用を加えることとする。(第33条の4関係)
- (11) 保険会社等の異常危険準備金制度について、適用対象となる共済に消費生活協同組合及び同連合会が行う自然災害共済を加えることとする。(第33条の5関係)

4 その他

- (1) 一括登録国債の利子の課税の特例について、通算対象国債に係る所有期間に含むものとされる期間の整備を行うこととする。(第3条関係)
- (2) 利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例について、繰越所得税額控除限度超過額を還付することとなる解散等の事実から、和議法の和議開始の決定を除外するとともに、民事再生法の再生手続開始の決定を加えることとする。(第39条の34関係)
- (3) 贈与により財産を取得した者が、その年中の贈与による財産の取得について贈与税の納税義務者の特例の適用がある場合における相続税法の施行地に住所を有していた期間内において取得した財産及び同法の施行地に住所を有していなかった期間内において取得した財産に係る贈与税の課税価格の計算方法を定めることとする。(第40条関係)
- (4) 特定の遠洋漁船の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象漁船の範囲から構造改善船に準ずるものを除外することとする。(第42条の9関係)

- (5) 揮発油税及び地方道路税を免除する揮発油として、発泡性ポリウレタンの発泡剤用に供される揮発油を加えることとする。(第47条関係)
- (6) 日本銀行が社債等を担保として買い入れる為替手形に係る印紙税の税率等の特例措置について、対象となる金融機関等の範囲を定めることとする。(第52条の2関係)
- (7) 租税特別措置法施行令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務を法定受託事務とする旨を定めることとする。(第55条関係)
- (8) その他所要の規定の整備を行うこととする。

5 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成12年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(6) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する
法律施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成12 . 3 . 28 閣議決定]

- 1 住宅ローン税額控除制度の控除額の特例について、再建住宅借入金等の金額及び他の住宅借入金等の金額を有する場合の住宅借入金等特別控除額の計算方法の整備を行うこととする。(第14条の2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成12年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

3 . 附帯決議

- (1) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平成12 . 2 . 29 衆議院大蔵委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼を確保する観点から、課税のあり方についての抜本的見直しを含め、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。
- 一 租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。
- 一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化・情報化、更には滞納整理等に伴う事務量の増大にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、職員の年齢構成の特殊性等従来 of 経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、定員の確保及び機構・職場環境の充実に特段の努力を行うこと。
- 一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の一層の機械化促進に特段の努力を行うこと。

(2) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平成12.3.23 参議院財政・金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼を確保する観点から、少子・高齢化の進展、企業経営環境の変化等を踏まえた課税の在り方についての抜本的見直し等を含め、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。
- 一 国及び地方の財政が極めて厳しい状況になっていることに配意し、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、国と地方の税源配分の在り方について引き続き検討すること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 急速に進展する経済取引の広域化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、事務に関する機構・職場環境の充実及び一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。